

公表日	平成16年3月10日(水)
案件名	風景地保護協定の認可に対する意見の募集について
公告資料の縦覧方法	インターネットによる閲覧：環境省ホームページ 環境省自然環境局国立公園課及び九州地区自然保護事務所において資料縦覧
意見・情報締切日	平成16年3月23日(火)
問い合わせ先	環境省自然環境局国立公園課 (電話)03-3581-3351(内線6447)
意見提出要項	<p>以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。</p> <p>(1) 郵送</p> <p>(2) ファックス ファックスで提出される場合は、別途電話等によりその旨を担当者にご連絡ください。</p> <p>(3) 電子メール 電子メールで提出される場合は、メール本文に記載してテキスト形式で送付してください。(添付ファイルによる意見の提出はご遠慮願います。)</p> <p>電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(意見提出用紙)</p> <p>[宛先] 環境省自然環境局国立公園課 あて</p> <p>[氏名] (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)</p> <p>[〒・住所]</p> <p>[電話番号]</p> <p>[ファックス番号]</p> <p>[意見] 意見内容 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。)</p> <p>意見提出先 電子メールの場合 電子メールアドレス：shizen-kouen@env.go.jp (件名に必ず、「風景地保護協定への意見」とご記入願います。)</p>

	<p>ファックスの場合 ファックス番号：03 - 3595 - 1716 (件名に必ず、「風景地保護協定への意見」とご記入願います。)</p> <p>郵送の場合 〒100 - 8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 環境省自然環境局国立公園課 へて (件名に必ず、「風景地保護協定への意見」とご記入願います。)</p> <p>ご意見は、日本語でご提出ください。</p> <p>ご提出いただきましたご意見については、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。</p> <p>ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。</p>
公告資料	平成16年3月10日付け官報告示、風景地保護協定書

環境省告示第十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第三十一条第五項の規定に基づき、風景地保護協定の認可の申請があつたので、同法第三十二条第一項の規定に基づき、当該風景地保護協定について、次のとおり告示する。

平成十六年三月十日

環境大臣 小池百合子

一 風景地保護協定の名称

下荻の草風景地保護協定

二 風景地保護協定区域

熊本県阿蘇郡一の宮町大字中通字北山二七九六番地の一部

三 風景地保護協定の有効期間

平成十六年三月三十一日から平成二十一年三月三十一日まで

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

公園管理団体財団法人阿蘇グリーンストックは、風景地保護協定に基づき、次に掲げるところにより、自然の風景地の管理を行う。

(一) 当該区域に係る土地における輪地切り、輪地焼き、野焼き等草原の景観を維持するために必要

な業務を行う。

(二) (一)に定める業務の遂行に支障のない範囲で、当該土地の所有者である一の宮町及び貸借権者である下荻の草牧野組合の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開する。

#### 五 風景地保護協定の縦覧場所

環境省自然環境局国立公園課及び九州地区自然保護事務所

#### 六 備考

縦覧期間は、公告の日から起算して二週間とし、関係者は、当該縦覧期間満了の日（平成十六年三月二十三日）までに、縦覧に供された風景地保護協定について、環境大臣に意見書を提出することができるとができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞ヶ関一 二二 二環境省自然環境局国立公園課である（郵便番号一〇〇 八九七五）。

## 風景地保護協定書

土地所有者一の宮町（以下「甲」という。）土地貸借権者下荻の草牧野組合（以下「乙」という。）及び公園管理団体 財団法人阿蘇グリーンストック（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定の目的となる土地及び使用目的）

第2条 甲及び乙は、甲の所有する次に掲げる土地（以下「当該土地」という。）について、本協定に基づく丙による当該土地の使用を受忍するものとする。

(1)所在地 熊本県阿蘇郡一の宮町大字中通字北山 2796 番地の一部

(2)地目 原野

(3)当該土地の範囲（別図参照）

(4)当該土地の面積 35.5ha

2 丙は、当該土地を自然公園法（昭和 32 年法律 161 号）第 31 条に基づく風景地保護協定の目的となる土地として使用するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 当該協定の有効期間は、平成 16 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの 5 年間とする。ただし、当該期間の満了の 1 ヶ月前までに甲及び乙から丙に協定の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

（更新拒絶の要件）

第4条 前条の申出は、甲又は乙が当該土地の使用を必要とする事情その他の事由がある場合に、することができるものとする。

（自然の風景地の管理）

第5条 本協定の有効期間中、当該土地に係る自然の風景地を良好な状態に保全するため、丙は以下の業務を行うものとする。

一 当該土地における輪地切り、輪地焼き及び野焼き等の草原景観を維持するために必要なこと

二 第一号に定める業務の遂行に支障のない範囲で、甲及び乙の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること

（土地使用上の制限）

第6条 丙は、前条各号に掲げる業務の必要上行う最少限度の土地の形質の変更のほか、甲及び乙の承諾なしに当該土地の形質の変更を行うことはできない。

（禁止行為）

第7条 甲及び乙は、本協定の有効期間中は、丙の承諾がなければ次に掲げる行為であって自然の風景地の保護上支障があるものをしてはならない。

一 当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること

二 当該土地に新たに農畜産業の用に供する工作物以外の工作物等を設置すること

三 当該土地の形質の変更を行うこと

四 当該土地において畑作を行うこと

五 当該土地において植林を行うこと

六 当該土地に物件の堆積を行うこと

(契約に違反した場合の措置)

第8条 甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(当該土地の使用権)

第9条 甲及び乙は、本協定の有効期間中において正当な事由がない限り、それぞれ丙に当該土地の使用の禁止を求め、又は本協定に抵触する使用権の行使を求めることができないものとする。

(協議)

第10条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ定めることとする。

平成 年 月 日

甲 住所 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地 504-1  
氏名 一の宮町長

乙 住所 熊本県阿蘇郡一の宮町下萩の草 606-2  
氏名 下萩の草牧野組合長 丸野 今朝重

丙 住所 熊本県阿蘇郡阿蘇町赤水 695-10  
氏名 財団法人阿蘇グリーンストック  
理事長 河崎 敦夫